

市役所駐車場の除雪について

【意見・提案など】

市役所駐車場の除雪についての疑問があります。

休日の除雪は必要なのでしょうか？休日まで公用車の雪を落とし、駐車場を全部きれいにする必要はあるのでしょうか？

平日であれば来客があり、職員のみなさんも業務で公用車を使用すると思いますので、除雪は必要かと思えます。豪雪で車が潰れそうだったり、交通機関がまひするようなら話は別ですが、少しばかりなら大丈夫だと思います。除雪を行う基準（いつ？誰が？）を、見直したほうがよいと思います。重機や業者に支払う費用が、もったいないと感じます。

（平成31年1月）

【市からの返事】

本庁舎の駐車場は、消雪パイプの老朽化や地盤沈下への配慮から主に機械除雪によって冬期の駐車場を確保しています。除雪作業は委託ではなく、バス運転員である市職員が市の重機を使っています。通常は、

早朝の通学バスの運転開始時刻前に除雪をしています。大雪のときには相当に時間を早めなければならず、雪が続くと大変厳しい作業になります。土・日曜日など閉庁日の雪をそのままにしていると、閉庁日明けの除雪作業に多くの時間を費やし、

バスの運行開始までに除雪が終わらない可能性があります。それを防ぐため、閉庁日でも雪が降った際には除雪を行っています。公用車の雪下ろしも同様で、車と車の間や車の前後に降り積もった雪で、閉庁日明けの除雪や車の出入りに支障が出てしまうことから、車を移動させながら作業できる閉庁日に除雪するようにしています。

除雪の判断は、財政課で行っています。雪質や天気予報などを勘案しながら判断しているため、一概に何cmと決めていません。兼務している職員の負担を減らし、総合的に節減になるよう常に配慮しています。ご理解をお願いします。

（担当：財政課）

交通災害共済の行政区業務について

【意見・提案など】

町内役員をやっています。先日区長から交通災害共済のとりまとめを依頼されました。その際に取りまと

め役員用手順書（方式1の場合）が配布され、簡単な説明を受けてきました。

そもそも、なぜ町内役員が交通災害の加入取りまとめをしなくてはいけないのでしょうか。はがきとチラシの配布程度であれば仕方ないとも思います。集金して金融機関で加入の代行をし、会員証の返却まで行うことについてはやり過ぎではないでしょうか？また、何の権利により市役所から強制的に取りまとめをさせるのですか？断る事はできないのでしょうか？区長が配布してからは、役員は断ることができません。

どれだけ大変なことか分かっているのでしょうか？時代遅れの制度を見直すことのできる職員はいまいませんか。毎年の役員は大変な思いで作業させられています。早急な改善を望みます。

（平成31年2月）

【市からの返事】

新潟県交通災害共済は、県内30市町村で構成する新潟県市町村総合事務組合が市町村と共同で事業を行っています。住民が交通事故による災害を受けた場合の共済制度であり、少額の会費で治療日数に応じ充実した見舞金を受け取ることができる県民相互共済事業です。年会費500円で事業を維持して

いくために、事業開始当初から行政区に各戸へのチラシと、加入申込書の配布や会費の集金などに協力いただいています。

しかし近年、多くの行政区から業務簡素化の要望があり、市としても協力を依頼する上で、行政区の声を反映すべきと判断し、平成29年度に全行政区長を対象に意向調査を行いました。調査の内容は、次の3つの方式から各行政区が対応できる方式を1つ選択していただくというものです。その調査結果を平成31年度の行政区への協力依頼に反映させています。

- 方式1 チラシと加入申込書の配布、集金、会員証の返却すべてを行う
- 方式2 チラシと加入申込書の配布のみ行う
- 方式3 チラシの配布のみ行う（市報配布と同様）

各行政区の取りまとめ方式の選択については、区民の総意を前提に実施しているものと考えています。

このため、お住まいの行政区で対応可能な方式を再考できないか、行政区長にご相談ください。方式について行政区長から変更の申し出があれば、翌年度から変更することも可能です。

（担当：環境交通課）